

**「法と開発」研究におけるエスニシティ試論 -- チュア論文を題材に (特集 「法と開発」研究 -- 途上国問題への新たな学問的貢献)**

著者	初鹿野 直美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	143
ページ	30-33
発行年	2007-08
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00005187">http://hdl.handle.net/2344/00005187</a>

「法と開発」研究におけるエスニシティ試論——チュア論文を題材に

初鹿野直美

●はじめに

「法と開発」研究は、市場経済と民主主義、法の支配の実現を目指す実践的側面と常に歩みをともししてきた。その影で、エスニシティの問題は、「法と開発」研究が目指すものと構造的に重要な関連をもっていたにもかかわらず、十分に認識されてこなかった。エイミー・チュア (Amy Chua) は、エスニシティに配慮しないままに、市場化・民主化を同時に途上国にもたらそうとした法制度改革の試みが、途上国の民族間関係に緊張をもたらすことを問題視し、一九九八年、二〇〇二年の論文において、エスニシティ試論を展開している (参考文献③④)。本稿では、チュア論文を題材として、「法と開発」研究においてエスニシティ概念がどのように扱われてきたのかを理解する端緒としたい。

●「法と開発」研究とエスニシティ

「法と開発」研究が始まった一九六〇年代以来、市場経済、民主主義、法の支配は最重要課題とされてきた。「法と開発」研

究の黎明期には、アメリカ的法制度を途上国に「輸出」することを目指すという、実践を伴う研究が行われてきたが、この動きは一九七〇年代初頭に廃れる。一九八〇年代末に再興した新しい「法と開発」研究 (松尾のいうところの第三期にあたる。参考文献①参照) では、最重要課題は変わらぬものの、「途上国におけるインフォーマルなルールが無視できないものである」ということを自覚した研究および実践が行われるようになった (参考文献①、五〇〜五四ページ)。そのような流れのなかで、エスニシティについても、市場化・民主化といった課題に埋没することなく、重大な関連をもつ独立したアジェンダとして認識されるようになってきた。その先駆者がチュア (参考文献③) である。

なお、途上国問題をめぐって法学がエスニシティをまったく無視してきたというわけではない。たとえば、先住民の人権課題への取り組みは長年行われてきたことの一つである (参考文献②)。弱者としてのエスニック・マイノリティへの関心は小さいものではなかった。しかし、「開発」の実

践とともにあった「法と開発」研究において、このようなエスニシティについての課題と、市場化・民主化とをめぐる構造的な関係に踏み込んだ研究は、近年になるまで行われてこなかった。多くの法制協力関係者のあいだでは、エスニシティを含む「市場化・民主化以外の要素」は、後発性を示すものとして位置づけられ、市場化・民主化が達成されれば自ずと解決される類のものとして捉えられてきた。

●チュアによるエスニシティ試論

チュアは、貧しい多数派民族と経済的に豊かな少数民族 (経済支配的少数民族) が共存しつつも再分配が十分にされていないままの途上国で、先進国ですらかつてやっただことのないような改革、すなわち市場化と民主化を同時に追求するような政策を実施すると、貧しい多数派民族のあいだに民族経済的憎悪 (Ethnoeconomic Resentment) が生じると主張している。さらに民主化により発言力を得た多数派による民族国家主義運動へと連なり、最終的には市場破壊的な事態が生じたり、民主化が後退

するような事象が生じる、と論じる（参考文献③）。ゆえに、多くの途上国では、法制協力を行う側の視点からすると必ずしも望ましいものではない次善策のなかから、国家が慎重に政策を選択し、エスニシティに留意して市場化・民主化を行わざるを得ない。チュアは、このような政策を採らざるを得ない状況に理解を示し、安易に無制限な市場化・民主化を進めようとする姿勢に警鐘を鳴らしている。

チュアが想定した、エスニシティが大きな問題となりうる途上国というのは、以下のようなモデルにより説明される。

まず、四つの条件を満たした途上国を想定する。

- 条件1 経済的低開発
- 条件2 深刻な民族分裂
- 条件3 経済支配的少数民族の存在
- 条件4 「国家の真の所有者」(the true owners of the nation) を主張する貧しい多数派民族の存在

このような条件を満たした途上国X国が、市場化と民主化を同時追求する事態を想定すると、以下のような結果がもたらされると考えられる。

仮説1 市場化の結果、多数派民族もわずかながらに経済的地位が向上するが、経済支配的少数民族の富は飛躍的に増大する。

多数派民族の貧困と経済支配的少数民族による支配の継続が、多数派民族の不満を生み、彼らの民族経済的憎悪が誘発される。

仮説2 この状況下で民主的な選挙が行われると、多数派民族の民族経済的憎悪に訴える政治家が出現する。「真の国家の所有者」としての思いに支えられ、経済支配的少数民族の経済支配を消滅させることを目指した強い民族国家主義的運動へと変形していく。

仮説3 その結果、X国における市場化と民主化は同時に維持することが困難な状況に陥る。そして次の三つのシナリオのうちいずれか、もしくは一つ以上もたらされる。

- ① 民族を標的にした反市場的反動
- ② 経済支配的少数民族の排除を目指した行動
- ③ 民主化からの後退

参考文献③では、具体的には、南アフリカの貧しい多数派民族としての黒人と経済支配的少数民族としての白人、ベトナムでの多数派民族としてのベトナム人と経済支配的少数民族としての華人などの事例を挙げて説明している。各事例は、必ずしも上記のモデルにすべて合致しているわけではないが、結果①～③のような事態が生じかねない状況下で、市場化・自由化から一歩後退した政策が政府によって慎重に選択されていることが紹介されている。

いずれも一九九八年当時の分析であるが、たとえば南アフリカでは、民主化を進めると同時に、対外的には開放的な政策を採っていた。しかし、国内に対しては仮説3の①「民族を標的にした反市場的反動」とも解釈できる政策を採っていたと指摘する。

たとえば、土地保有権に関して、実質的に白人の土地利用・譲渡を制限する制度を制定したり、労働市場においてアフアーマティブ・アクションを拡張する試みが行われた。また、ベトナムでは、政府が市場経済の導入を進めている一方、民主化については慎重な態度を留保していることを指摘する。その上で、他の途上国同様に民主化のプレッシャーがかけられた場合に、貧しい多数派ベトナム人と経済的に豊かな少数民族華人とのあいだの摩擦から、仮説2「強い民族国家主義的運動」へと発展しかねないのではないかと推測している。

チュアによると、上記の四条件を満たす、もしくはほぼ満たすような途上国で市場化を推進すると、ある一部の人たちが他を凌駕して莫大な富を得ることがある。特に特定のエスニック集団が市場を活用して利益を得るようなケースを連動すると、不安定化をもたらす原因となる。このように市場を用いて富を得るグループは、しばしば多数派原理のもとでは支持されないグループである。ゆえに、このような不安定が生じる国での市場化・民主化の推進は、互いに強化しあうことがなく、高成長をもたらす

ものではない。かえってグループ間の緊張が高まってしまい、決して低開発の一部として片付けられる問題では済まされない事態に陥ってしまう。にもかかわらず、エスニシティ問題は市場化・民主化を推進して簡単に解決される問題ではないという認識が、関係者のあいだで欠如してしまってきたとチュアは主張する。

### ●チュア論文の意義と課題

チュアによると、この論文を発表した一九九八年当時において、法制協力にたずさわる多くの人々が、民族紛争を低開発の一面面であると考え、開発を進めればそのような対立・紛争は必然的に解決されると楽観的に考えてきたという。また、エスニシティに起因する紛争は、法制協力の関係者にとって、「自分たちの責任外にある」と捉えられてきた(参考文献③、pp.19-20)。そのため、市場化・民主化の急激な推進によって、民族間にさまざまなゆがみが生じたとしても、それは「法と開発」研究のアジェンダとはされてこなかった。このようなかで、チュアが「法と開発」研究でエスニシティ概念に取り組んだ先駆者としての意義は大きい。

それを踏まえたうえで、以下の二つの課題を指摘したい。

まず、エスニシティ概念の定義に関する課題が指摘される。チュアの挙げる事例では、エスニシティが何であるか、少数派で

あるか多数派であるか、経済支配的か否かというのには、それぞれ個別具体的なケースのなかで判断する。南アフリカの白人、東南アジアの華人、ロシアのユダヤ人など、多様な対象が経済支配的少数民族の例として紹介されている。エスニシティは「inclusive conception」として理解する」と説明されており、人種や地理的要素、言語、宗教、部族、その他の文化的境界など、アイデンティティにかかわる重要なものすべてを包括的に捉えて検討対象に含めている。チュアは、厳密な定義を求めるあまりに紛争が起きていること事態から目をそらしてしまうことを恐れ、市場化・民主化を同時追求することから生じる多くのゆがみを指摘するために、必ずしもエスニシティ概念を厳密に定義せずに使用するのがと宣言する。しかし、本来的にエスニシティに起因する憎悪が、他の要因に起因する憎悪とどのように異なるのかは、説明されておらず、憎悪を引き起こす原因の多くをエスニシティという概念に求めてしまっている傾向がある。エスニシティ概念をあまりに広く定義することで、かえって説得性を失ってしまうことが懸念される。市場化・民主化を追求する際に留意すべき要素としてのエスニシティと、それ以外の注目すべき要素とを区分し、より精緻な分析を行っていくことが求められよう。

次に、「法と開発」研究者が自分たちの責任の範囲にエスニシティという概念も取

り込んで取り組むのであれば、(市場化・民主化に反してしまう)次善策を途上国政府が選択することを受け容れることが必要となる。果たして、どこまでの次善策が許容されるべきなのだろうか。また、いつまでそのような次善策を採るべきなのだろうか。松尾(参考文献①、六〇ページ)は「その後」のシナリオを求めている。すなわち、次善策からいかに市場化・自由化を達成していくのかということが問題となる。一九九〇年代末以降、世界銀行をはじめ、多くの援助機関は、包括的に貧困削減に取り組むことを政策に掲げており、その取り組みのなかで、エスニシティや市場化・民主化を含むすべての開発課題は、それぞれ単独の課題ではなく、総合的に取り組んでいくべきものという認識が広まりつつある。このようななかで、エスニシティに配慮した市場化・民主化の次善策が具体的なケースのなかでどこまで、どのようなかたちで受け容れられているのかが検討される時期にきていると言えよう。

なお、その後、二〇〇二年にチュアが発表した著作では(参考文献④)、状況の打開策を検討する文脈で、自由市場民主主義の将来を論じている。途上国の経済発展の実現のためには、なんらかの形態の市場経済を導入するのが最善であるということ、現地社会の実態にあわせた制限を憲法で定めたうえで民主主義を導入すべきであるということ、抑圧や流血の惨事の防止をつ



ねに最優先課題とすること、といった事項を前提におき、以下のような解決策が採れないかを検討している。

- ① 経済支配の要因にアプローチし、競争条件の平等化を目指すこと。
- ② 税制改革などにより、市場経済がもたらす利益を再分配すること。
- ③ 司法権の確保などにより、見せ掛けの民主主義や単純多数決主義から脱却すること。
- ④ 経済支配的の少数民族がみずから社会貢献などを行い、民族国家主義的運動のような事態が激化することを未然に防ぐこと。

いずれについても、どれだけの効果があるのかは、具体的事例によって差が想像され、万能な解決策というのを提示することは難しい。チュア自身も、解決の困難さを指摘しているものの、これらの施策によって事態の悪化を防ぐことで、将来に希望をつなこうとしている。

### ●おわりに

チュアは、エスニシティという概念を「法と開発」研究のなかで検討すべき事項として、先駆的にアジェンダに載せた。一方で、民族対立・紛争が生じるメカニズムにまで踏み込もうとした意欲的な取り組みには、法学から飛躍しすぎているだろう

か、「法と開発」研究の範疇を超えているのではないかと印象も持つ。開発にかかわる法学がどこまでターゲットとして取り組むべきなのかは議論のあるところであろう。また、国家とエスニシティの関係については、膨大な政治学的蓄積がすでに存在する。それらから見ると、チュアの議論があまりに議論に終始してしまっている感は否めない。

しかし、チュアが指摘しているように、旧来の「法と開発」研究のパラダイムではエスニシティという要素を、それぞれの責任の範囲を超えたところでの問題であるとして敬遠しあつてきた。その結果、法制協力による市場化・民主化の推進が数多くの民族対立・紛争の原因を作り出したにもかかわらず、生じた事態は放置されてきてしまった。「法と開発」研究の立場から、この事態に対して十分な発信をすることができなかつた。このような過去の反省のもとに立ち、「法と開発」研究にエスニシティという要素を取り込む取り組みを繰り広げているのがチュアの試みであると位置づけられる。まだ理論構築は途上であるかもしれない。しかし、このような取り組みから、これまでの「法と開発」研究が構造的に関連してきたにもかかわらず、十分にカバーできなかった要因に対しても、法学および開発学内外の研究蓄積を積極的に融通しあつて取り組むことが求められるというメッセージを読み取ることができるのではない

だろうか。

(はつかの なおみ／在ブロンペン海外派遣員)

### 《参考文献》

- ① 松尾弘「『法と開発研究』とは何か」(『社会体制と法』第五号、二〇〇四年六月)。
- ② 安田信之「開発法学—アジア・ポスト開発国家の法システム」名古屋大学出版会、二〇〇五年。
- ③ Chua, Amy, "Market, Democracy, and Ethnicity: Toward a New Paradigm for Law and Development," *The Yale Law Journal*, Vol.118 (1), 1998, p.1-107.
- ④ Chua, Amy, *World on Fire: How Exporting Free Market Democracy Breeds Ethnic Hatred and Global Instability*, William Heinemann, 2002 (久保恵美子訳『富の独裁者—驕る経済の覇者、飢える民族の反乱』光文社、二〇〇三年)。